

手配旅行条件書 (オンライン予約 (海外格安航空券))

1. 本旅行条件書の意義

- (1) お客様が「オンライン予約 (海外格安航空券) システム」(以下「予約システム」といいます。)を利用して、当社に旅行手配のお申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。
- (2) 本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社リッツインターナショナル(国土交通大臣登録旅行業第 1640 号) / (福岡市中央区舞鶴 1-2-8 セントラルビル 3F) / (社) 日本旅行業協会正会員(以下「当社」といいます。)が手配する旅行であり、当社に旅行の手配をお申込みになるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了致します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たした時には、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。

3. 旅行のお申込みと旅行契約の成立時期

- (1) 予約システムを利用して当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社のインターネット上の旅行サイト (<http://iitabi.jp>) のページ上で、所定の事項を入力の上お申込みいただきます。
- (2) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員であるお客様より予約システムによるお申込みを受けて、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払いを受けることを内容とする手配旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結することがあります。
- (3) 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みの際し、お客様の有するクレジットカードカ

ードの「会員番号」「有効期間」、予約システムによりお申込みをされる旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知していただきます。

(4) 当社は、お客様のお申込みに対する承諾を e-mail 等の電子承諾通知の方法により通知します。

(5) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第 5 項「旅行代金、空港諸税等のお支払い」(3) の規定により振込まれた旅行代金を受理したときに成立するものとします。

(6) 通信契約は、本項 (5) の規定にかかわらず、お客様のお申込みを承諾する e-mail 等の電子承諾通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(7) お申込み及び申込書への記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

4. 契約締結の拒否

(1) 当社の業務上の都合により、お客様との旅行契約の締結をお断りする場合があります。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、当社は、お客様との通信契約の締結をお断りする場合があります。

5. 旅行代金、空港諸税等のお支払い

(1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（取消料を除きます。）をいいます。

(2) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料及び燃油特別付加運賃等（以下総称して「空港諸税等」といいます。）は旅行代金には含まれていないため、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。

(3) 旅行代金、空港諸税等は、当社所定の期日までに、その全額を当社が指定する銀行口座へ振込の方法にてお支払いいただきます。

(4) 旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、空港諸税等の新設・徴収額の変更その他当社の関与しえない事由により旅行代金、空港諸税等に変動が生じた場合は、当社は旅行代金、空港諸税等を変更することがあります。この場合において旅行代金、空港諸税等の変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。

(5) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

(6) 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金、空港諸税等のお支払いを申し受けます。この場合、お客様が旅行代金、空港諸税等のお支払いを履行すべき日は、当社が確定した旅行サービスの内容や航空券料金・空港諸税等の額（変動後の金額を含む）を e-mail 等の電子承諾通知の方法等によりお客様に通知した日とします。

(7) 通信契約を締結した場合であって、お客様が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして当該費用等のお支払いを申し受けます。この場合、お客様が当該費用等のお支払いを履行すべき日は、当社が当該費用等の額を e-mail 等の電子承諾通知の方法やお電話等によりお客様に通知した日とします。但し、第 8 項「契約の解除」(2) の規定により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様が負担することになる費用等を、当社所定の期日までに、当社が指定する銀行口座へ振込の方法にてお支払いいただきます。

(8) 旅行代金、空港諸税等及びお客様が負担することになる費用等のお支払いに要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

6. 旅行代金の精算

当社は、旅行サービスを手配するために運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様の負担に帰すべきもの及び取扱料金とお客様から旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合には、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をいたします。

7. 契約内容の変更

予約システムによる旅行契約の成立後、お客様が旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更される場合は、旅行契約を一旦解除した後、再度新規契約としてお申込み頂きます。この場合、契約の解除に関する取扱いは、第 8 項「契約の解除」(1) の規定に準ずるものとします。

8. 契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでもお電話・FAX・メール等の通信手段を使って旅行契約を解除することができます。

a. お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。

b. 当社所定の取消料金。但し、PEX 航空券については航空会社毎に取消の規定が異なるため、契約解除に伴う取消料は各航空会社の規定に準ずるものとします。

c. 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金。

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になったり、与信等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できなくなったとき、当社は、旅行契約を解除することがあります。これらの場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- a. お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。
- b. 当社所定の取消料金。但し、PEX 航空券については航空会社毎に取消の規定が異なるため、契約解除に伴う取消料は各航空会社の規定に準ずるものとします。
- c. 当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金。

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。

(4) お客様が本項 (1) の規定により旅行契約を解除したときは、当社は、お客様より収受した旅行代金からお客様の負担となる費用等を控除した残金をお客様に払い戻します。この場合、払い戻しに要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

(5) 通信契約を締結した場合であって、旅行契約の解除等により当社がお客様に払い戻すべき旅行代金等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより旅行代金等をお客様に払い戻します。この場合、当社が払戻債務を履行すべき日は、当社がお客様に払い戻すべき額を e-mail 等の電子承諾通知の方法やお電話等によりお客様に通知した日とします。

9. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。

(2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者お 1 人様当たり 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

(3) 免責事項

お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

- a. 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延、ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合。
- b. 航空会社の過剰予約受付（オーバードッキング）により、予約を取り消され、又は搭乗を拒否された場合。
- c. お客様がご出発（帰路便）の 72 時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠ったために、予約を取り消され、航空券が無効になった場合。

- d. お客様が集合時間（通常は出発の 2 時間前）に遅れて搭乗できなかった場合。
- e. お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭われた場合。
- f. その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。
- g. 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により搭乗、出入国が出来ない場合。
- h. パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違っている場合。
- i. お客様のご都合にてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社と旅行契約を締結するに際して、当社約款及び当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11. 個人情報保護方針

旅行のお申込みの際、当社のインターネット上の旅行サイト (<http://www.iitabi.jp>) のページ上でご入力いただく、住所、氏名、旅券（パスポート）番号、メールアドレス等の情報はお客様の「個人情報」に該当します。当社は、以下に掲げる「個人情報の取扱いに関する基本方針」及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理と保護に万全を尽くします。

(1) 個人情報の利用目的

- a. 当社は、お客様がお申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で個人情報を利用いたします。
- b. 当社は、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品、各種サービス及びキャンペーン情報等のご案内、各種アンケートのお願い、統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用することがあります。

(2) 個人情報の開示・提供

当社は、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

- a. お客様ご本人の同意がある場合。
 - b. 旅行サービス提供機関や当社の手配代行者に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示、提供する場合。
 - c. 法令により、個人情報の開示、提供を求められた場合。
- (3) お客様から個人情報を開示、提供いただけない場合、当該情報が旅行サービス手配に必要な不可欠な情報であるときは、お客様の旅行申込みをお断りする場合があります。

★★★ご注意★★★

- (1) 旅券（パスポート）の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なり、旅券（パスポート）の残存有効期間不足や査証（ビザ）の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がありますので、旅券（パスポート）、査証（ビザ）等の渡航手続については、お客様ご自身にてご確認下さい。
- (2) 接続便については日本において予約確認されていても、各国の通信事情その他の理由により現地で乗継ぎができない場合もありますので、ご旅行に際してはできる限り余裕を持ったスケジュールをお立て下さい。
- (3) 海外から当社へのお電話は必ずパーソナルコール（指名電話）をお願いいたします。コレクトコールはお受けいたしませんのでご了承下さい。当社の責と認められる場合には帰国後通話料金をお支払いいたします。
- (4) 格安航空券の基本利用条件として、飛行ルートの変更、払い戻し、他航空会社への乗換えができない（指定された航空会社しか利用できない）、途中降機（ストップオーバー）の制限等の制約がございます。ご利用の際は商品の詳細をご覧ください。
- (5) お申込時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要となります。また、旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付き添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (6) 現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方等、旅行の手配において特別な配慮を必要とするお客様が当社に旅行の手配をお申込みになるときは、予約システムではお引き受けかねます。店頭又はお電話にてお申込み下さい。この場合、旅行サービスの確実な提供のために同伴者の同行を条件にしたり、場合によってはお客様との旅行契約の締結をお断りすることもありますのでご了承下さい。
- (7) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫所（海外渡航者のための感染症情報）ホームページ」（<http://www.forth.go.jp/>）にてご確認下さい。
- (8) 渡航先により、外務省の渡航情報（危険情報）が発出されている場合がありますので、「外務省海外安全ホームページ」（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）にてご確認下さい。

【旅行代金の返金に関するご注意】

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱

い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。

【航空会社のマイレージについて】

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社へご申告願います。またマイレージに関しての責任は当社では負いかねますのでご了承ください。

